

国立研究開発法人産業技術総合研究所表彰規程

制定 平成13年4月1日 13規程第12号

最終改正 令和6年10月8日 令06規程第17号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、産総研グループ（国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第45条に定める産総研グループをいう。以下同じ。）の役員、職員、従業員その他産総研グループの業務を行う者又はグループに対し、理事長が行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰事由)

第2条 理事長は、次に掲げる表彰の名称の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表彰事由に該当する者又はグループに対し、表彰を行う。ただし、対象となる表彰事由は、原則として当該事業年度以前3箇年度を超えない範囲で次に掲げるものに限るものとする。

- 一 理事長賞（研究） 顕著な研究業績を挙げたとき。
- 二 理事長賞（運営・研究支援） 研究所の運営又は研究支援業務において、顕著な業績を挙げたとき。
- 三 削除
- 四 産総研論文賞 高水準の論文の発表を行ったとき。
- 五 理事長賞（社会実装） 研究所の研究成果の社会実装及び事業化、並びにその推進において、顕著な実績を挙げたとき。
- 六 理事長賞（特別貢献） 前各号に規定するもののほか、社会に著しく貢献したものとして理事長が認めたとき。

(表彰委員会)

第3条 研究所に、表彰委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会は、理事長の諮問に応じ、別に定めるところにより被表彰者の決定に関して必要な事項を審議する。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、理事長が行う。

- 2 理事長は、前条の規定により委員会を設置した場合であって、その委員会が諮問に応じて答申したときは、その答申を尊重して被表彰者の決定を行うものとする。

(表彰状の授与等)

第5条 表彰は、理事長が表彰状を授与してこれを行う。

- 2 理事長は、一の表彰事由について、被表彰者が複数であるときは、表彰状をその全ての者に授与するものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定により表彰状を授与するときは、副賞を添えることができる。

(委任)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則 (13規程第12号)

この規程は、平成13年4月1日から実施する。

附 則 (13規程第51号・一部改正)

この規程は、平成13年12月1日から実施する。

附 則 (15規程第27号・一部改正)

この規程は、平成15年12月24日から実施する。

附 則 (17規程第16号・一部改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (26規程第51号・一部改正)

この規程は、平成26年9月24日から施行する。

附 則 (26規程第71号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (27規程第75号・一部改正)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (27規程第89号・一部改正)

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則 (29規程第29号・一部改正)

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則 (令02規程第21号・一部改正)

この規程は、令和2年10月30日から施行する。

附 則 (令05規程第23号・一部改正)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令06規程第17号・一部改正)

この規程は、令和6年11月1日から施行する。